Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

別表第1(4)備考中「2月」を「1月」に、「1月」を「12月」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の事務費交付金から適用する。

○国土交通省令第六号

保険法（平成二十年法律第五十六号）及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十条の二第一項第四号及び自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十四条の規定に基づき、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障事業法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項を削る。

第二十七条の二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約の解除の要件については、なお従前の例による。

3　自動車の運行による事故がこの省令の施行前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第七十二条第一項の規定による損害のてん補については、なお従前の例による。

○防衛省令第三号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の十五の規定を実施するため、自衛隊法施行規則及び防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則及び防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の九第一項中「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条第二項中「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

（防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号ト中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

附　則

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百三十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月二十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び八女市

二　地域再生計画の名称　黒木町「環境共生の里づくり」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八女市の区域の一部（旧黒木町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）、補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）及び公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（三の六）

○内閣府告示第九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第千百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月二十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び八女市

二　地域再生計画の名称　〝かぐや姫かがし〟の里づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八女市の区域の一部（旧立花町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）、補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の六）

○内閣府告示第十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月二十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び八女市

二　地域再生計画の名称　みどりとロマンが育む山村再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八女市の区域の一部（旧星野村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○法務省告示第百六十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年三月二十九日

法務大臣　千葉　景子

住所　千葉県浦安市美浜1丁目1番225号
カワカミ・タチヤーナ・ミハイロブナ　昭和28年3月10日生

住所　神奈川県相模原市下溝328番地13
カルメン・ロサ・ヤブタ・マツダ　昭和40年6月26日生

カリーナ・ユリコ・タカハシ・ヤブタ　昭和62年1月1日生

ユミ・パオラ・タカハシ・ヤブタ　平成元年5月28日生

ホセ・ヨウイチロウ・タカハシ・ヤブタ　平成9年12月16日生

住所　東京都江東区新砂3丁目4番43―326号
蔡樂雯　昭和51年3月25日生

住所　和歌山市太田4丁目11番9―704号
陳永展　昭和39年3月18日生